

進捗管理報告書の修正点

No.	ページ	基本目標・施策	修正箇所	修正前	修正後
1	15	基本目標2(1)⑤a	Act欄	令和4年度にモニタリング期間中、権利擁護支援の必要性について再検討する時期や事案について、関係機関で認識を統一しておくなど、体制の構築を検討する。	権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）の構築は、中核機関設置後に行う。
2	20	基本目標2(4)②a	Act欄	令和4年度に地域福祉権利擁護事業利用者で意思決定支援が必要な方について、あんしん狛江運営委員会を活用できるよう体制を整備する。	あんしん狛江運営委員会において、一人ひとりの意思決定支援の在り方の検討や、また、必要に応じてあんしん狛江運営委員会による専門的助言を活かした意思決定支援を実施の実施については、中核機関の設置後に行う予定である。

No.	ページ	基本目標・施策	修正箇所	修正前	修正後
3	25	基本目標3(4)①a	Do欄	協議会でセンター受任案件、受任要件の検討にまで至らなかった。	市で支援・検討会議を試行的に実施しているため、協議会でセンター受任案件、受任要件の検討にまで至らなかった。
			Act欄	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は協議会（支援・検討会議等）において、センターが受任することが相応しい案件及びその受任要件について、実際のケースを用いて検討する。 ・令和4年度は協議会において、センターが受任することが相応しい案件及びその受任要件について検討を行い、受任案件・受任要件を明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会におけるセンター受任案件、受任要件の検討は社協を中核機関とした上で社協に支援・検討会議を設置した後に必要に応じて行う。 ・上記結果のため、5市・センターとの協議についても、社協に支援・検討会議を設置した後に必要に応じて行う。

No.	ページ	基本目標・施策	修正箇所	修正前	修正後
4	26	基本目標3(4)②a	Do 欄	協議会において、センター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件の検討までは至らなかった。そのため、検討結果を踏まえた支援・検討会議における成年後見人等候補者の選定も行っていない。	市で支援・検討会議を試行的に実施しているため、協議会において、センター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件の検討までは至らなかった。そのため、支援・検討会議における成年後見人等候補者の選定も行っていない。
			Act 欄	令和4年度はセンター以外での受任案件、受任要件の検討については、協議会において検討する。その際は、支援・検討会議等での実際のケースの検討を行う。	協議会におけるセンター以外での受任案件、受任要件の検討については、社協を中核機関とした上で社協に支援・検討会議を設置した後に必要に応じて行う。
5	28	基本目標4(1)①a	Act 欄	令和4年度はセンター利用者のリレーを事例として、チーム支援の在り方を検討し、「チーム」体制を構築することで「チーム」による支援を行う。	令和4年度はチーム支援の在り方を検討していく。
6	30	基本目標4(1)②b	Act 欄	情報共有のしくみを検討する。	社協を中核機関とした後に情報共有の仕組みを検討する。

No.	ページ	基本目標・施策	修正箇所	修正前	修正後
7	37	基本目標5（3）②a	Act 欄	令和4年度は 協議会で専門職団体との連携の在り方について検討する。	令和4年度以降は社会福祉士や司法書士等の団体との連絡会などを開催し、定例的な連携の体制をつくっていくことを予定しており、その連携体制の中で、必要に応じて協議会で専門職団体との連携の在り方について検討する。